

令和8年3月中川村議会定例会議事日程（第4号）

令和8年3月24日（火） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 19号 令和8年度中川村一般会計予算
- 日程第 3 議案第 20号 令和8年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 21号 令和8年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 22号 令和8年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第 23号 令和8年度中川村水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第 24号 令和8年度中川村下水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第 27号 中川村空き家相談室条例の制定について
- 日程第 9 議案第 28号 令和8年度中川村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 請願第 1号 子どもの権利条例制定を求める意見書採択の請願について
- 日程第11 陳情第 9号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について、ダンピング対策について
- 日程第12 陳情第 2号 「最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第13 陳情第 3号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情
- 日程第14 陳情第 4号 高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情
- 日程第15 発議第 1号 子どもの権利条例制定を求める意見書の提出について
- 日程第16 発議第 2号 最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第17 発議第 3号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の提出について
- 日程第18 発議第 4号 高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書の提出について
- 日程第19 議員派遣について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- 1番 片 桐 邦 俊
- 2番 松 村 利 宏
- 3番 中 塚 礼次郎
- 4番 長 尾 和 則
- 5番 桂 川 雅 信
- 6番 山 崎 啓 造
- 7番 島 崎 敏 一
- 8番 大 島 歩
- 9番 大 原 孝 芳
- 10番 松 澤 文 昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

- | | | | |
|-------------------|---------|-----------------|---------|
| 村長 | 宮 下 健 彦 | 副村長 | 丹 羽 克 寿 |
| 教育長 | 片 桐 俊 男 | 総務課長 | 桃 澤 清 隆 |
| 地域政策課長 | 眞 島 俊 | 住民税務課長
会計管理者 | 小 林 郁 子 |
| 保健福祉課長 | 水 野 恭 子 | 産業振興課長 | 松 崎 俊 貴 |
| 建設環境課長
リニア対策室長 | 宮 崎 朋 実 | 教育次長 | 上 山 公 丘 |
| 代表監査委員 | 岡 田 俊 彦 | | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 久保田 茂
書 記 宮 下 なをゑ

令和8年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和8年3月24日 午後2時00分 開議

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
- 議長 御参集、御苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
日程第1 諸般の報告を行います。
村長から行政報告の申出がありました。
報告第2号について説明を求めます。
○建設環境課長 報告第2号 専決処分の報告について御報告をいたします。
資料の裏面を御覧ください。
報告第2号は、去る3月11日開催の定例会にて議決をいただきました議案第26号、工事請負契約の締結についての契約金額が国土交通省から通知された令和8年3月から適用する新労務単価の運用に係る特例措置についてに基づき変更になります。
契約の内容ですが、契約金額が変更前1億9,800万円が変更後2億75万円となり、275万円の増額となったものであります。
以上、報告いたします。
○議長 以上で諸般の報告を終わります。
日程第2 議案第19号 令和8年度中川村一般会計予算
日程第3 議案第20号 令和8年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第4 議案第21号 令和8年度中川村介護保険事業特別会計予算
日程第5 議案第22号 令和8年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
日程第6 議案第23号 令和8年度中川村水道事業会計予算
日程第7 議案第24号 令和8年度中川村下水道事業会計予算
以上の6議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。
本案は去る2月27日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。
○予算特別委員長 予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。
(桂川 雅信) それでは令和8年度予算特別委員会の審査報告をいたします。
去る2月27日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第19号令和8年度中川村一般会計予算について、3月13日は委員9名、16・17日の2日間は委員10名出席の下、役場本会議場におきまして関係課長・係長に説明を求め慎重に審査を行いました。
審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。
審査の過程で出された質疑、討論のうち2問程度について報告いたします。

総務課総務係。

質問「庁舎管理費について、光熱水費の予算では23万7,000円で、僅かですが昨年より増額になっています。財政係からの説明では電気料金は4.3%減になったということですが、これは反映されていないのか、伺いたい」。

回答「予算編成の段階では現状どおりということで入れております」。

質問「自治振興費の地区集会施設及び周辺整備事業補助金ですが、例えば太陽光や蓄電池があれば使いたいです、令和8年度に向けて何かもし考えがあれば伺いたい」。

回答「補助金に関しましては、令和8年度事業ですと令和7年度の総代さんに打診して要望を聞いておりまして、今のお話の太陽光などのシステムに関する提案というものは現在ございません」。

総務課財政係。

質問「宿泊税交付金事業は新規で令和8年度から県のほうから来るということですが、これは基金を新設して、いずれ使うというような理解でしょうか」。

回答「こちらの宿泊税交付金を活用した事業につきましては、何かしらの事業計画策定後に基金のほうから取崩し、各事業への充当を行っていく予定となっております」。

質問「新電力事業者の切替えについて、リスク管理というのは検討されたのか」。

回答「新電力事業者の切替えについては、村としてもいろいろ確認しております。その中で、例えば最終供給報酬価格や電源構成保証、要は再エネが100%になるかといったことについては、当村ではなく、飯田まちづくり電力の責任であるというところは確認しております」。

総務課危機管理係。

防災対策費の防犯カメラ設置について、昨年の3月議会で村長は今後増設を検討していくという回答だったと思います。今年度増設実績はなかったし、来年度予算にもないけれども、検討して、もし必要ということになれば補正予算でやるという考えでよろしいか。

回答「防犯カメラについては、各地区の方、学校関係、交通安全の関係でもお話をさせていただき、どこに設置という要望が今のところないという状況です。もし、手を挙げていただいて、こちらで検討を行って設置が妥当と判断した場合には、補正等で計上する可能性があります」。

要望「防犯という観点で役場の目で見ると、ここは防犯上必要だということではカメラの増設を検討していただきたい」。

質問「防災対策室の組織づくりの実施という方針について、防災士の資格を持った方々の今後の村での組織づくりの方針を聞かせていただきたい」。

回答「昨年度も実施するという事で回答したと思いますが、年度が明けてしましますが、4月に防災士の方々に集まっておきまして今後の展開について話し合う予定です」。

地域政策課むらづくり係。

質問「総合計画では活性化委員会を2地域から5組織に増やすというKPIがあって、移住・定住政策に関わる地域の方の集落支援というものを増やしていくという方針ですが、そういったことも含めて令和8年度に取り組んでいくということによろしいか」。

回答「各地区のほうでそういった組織をつくっていくことは総合計画のほうでも書いておりますので、随時、そのことについては各地区のほうにも話しております。ただ、やはり主体的に動いていただくのは地域の皆様になりますので、村としてもそういった組織の活用を促すというような形で進めてまいります」。

質問「チョイソコについて、今年度の分析で運賃を上げるかという議論があったと思うが、令和8年度はどういうふうに考えているか」。

回答「平成16年度から運賃の変更を行ってきておりませんでしたので、公共交通会議のほうでは、運賃の見直し、少し上げていくというところはお認めいただいている状況です。令和8年度にちょうど公共交通計画5か年が終わるというタイミングになっておりますので、令和9年度には新しい計画と新しい運賃体系ということで進めてまいりたいというところで今話は進めております」。

地域政策課土地政策係。

質問「移住・定住推進事業の新規で、ふるさと回帰支援センターの事業内容を伺いたい」。

回答「ふるさと回帰支援センターの会場を利用することができることや、また田舎暮らしの本というところに村の案内を無料掲載できます。また、センターの登録者に対してDM発送を行うことができます。また、別途有料になりますが、ふるさと回帰支援センターのほうで運営しておりますウェブサイトのほうにバナー等の掲載ができたり、無制限でイベント情報等を掲載できるようになっております。そのほか、中川村の棚に村の資料を置かせていただくことができるようになり、センターに常駐している相談員が中川村のことを案内する際にそういった資料を用いて説明していただくことができるようになります」。

質問「お試し住宅の中で小平、中組、中央とそれぞれ1軒ずつありますが、それぞれの住宅を試した期間や回転率について状況を伺いたい」。

回答「今年度の状況では、小平のお試し住宅では新たに入居された方が2名、前年度から継続している方も合わせると今年度利用していただいたのは小平が3世帯、中組のお試し住宅は新規入居が6組6世帯いらっしゃいます。こちらもやはり前年度から引き継いで入居されていた方がいらっしゃるの、利用世帯としては7世帯、中央のお試し住宅は前年度からほぼ1年という形で利用されていた方がいらっしゃるの、その方の1世帯のみの利用」。

質問「村が気に入ったということで居を構えるというような人が出てくるのか」。

回答「中央のお試し住宅の方1世帯は、今、中川村の中で住むところを探して

いらっしゃいます」。

地域政策課DX推進係。

質問「電子化推進事業の地域力創造アドバイザー、あるいは地域活性化企業人派遣負担金について、人選について村の要望を聞けるような範囲はあるのか」。

回答「地域力創造アドバイザーは、総務省の地域人材ネットというものが公開されておりまして、その中から市町村のほうで独自に検討して、その中の候補にお願いすることになります。地域活性化企業人につきましては、実際にそういった業務経歴がある方や今までのつながりの中で業務に資する方々を検討することもあります。また、様々な方面から人材を検討する条件というのはございます」。

意見「総務省の人材の中には全く役に立たない方も実はいらっしゃいますので、必ず面接をしていただきたい。また、契約期間は長くても1年だと思います。飯島の例もありますが、全く知らない方々を選ぶことになりますので、何が起こるか分からない、国が選んだから大丈夫だということにはならないので、ぜひその辺は注意して実践していただきたい」。

質問「ケーブルテレビ事業について、自主番組制作業務300万円入っていますが、こちらの内容はどこでどういうふうに決めているか伺いたい」。

回答「現在、行政の自主番組を毎週組んでいるのはケーブルテレビ会社です。その中でも特別に番組を組みたいという部署がありましたらケーブルテレビ事業者さんと調整して番組制作を行っていくというような流れになっております」。

住民税務課住民係。

質問「マイナンバーカードは、今現在、村はどのぐらいの保有率ですか」。

回答「2月28日現在、マイナンバーカード保有率は、中川村は81.04%となっています。ちなみに、全国平均は81.71%、県が80.71%となっています」。

住民税務課税務係。

昨年の委託料を見ると地番図更新業務データ更新等では土砂災害特別警戒区域面積算出業務が新規で載っていましたが、本年度はこれが入って578万6,000円ということですか。

回答「土砂災害特別警戒区域面積算出業務も含んで予算計上した委託料の総額が578万6,000円で、その中で一番規模の大きな地番図家屋図データ更新407万円を挙げて説明資料に記載したところです」。

住民税務課土地調査係。

質問「情報管理システム保守とシステムリース料ですが、リース料の中に保守は入っていないのか」。

回答「予算計上してあるリースは機器の賃貸借のみで、保守は別の予算枠で委託料として計上してあります。リースについては5年のリース期間で使っていく予定で、予算計上しているのは単年度分です」。

質問「毎年継続事業で国土調査業務が計上されているが、これまでの地籍測量、

地籍測定、複図作製等、数値情報化の進行状況や次年度計画などを出したほうが情報としては非常に分かりやすいと思うが」。

回答「全体の計画、それからこれまでの実績は数値で出ておりますので、この資料の中に補足的に説明で入れるようにいたします」。

保健福祉課社会福祉係。

質問「高齢者補聴器購入補助は昨年比で20万円増やしておりますけれども、補助の希望者が多いということでしょうか」。

回答「令和7年実績で15件今のところありますので、今年の実績を踏まえて増額してあります」。

質問「老人福祉施設管理の温水ボイラーの保守点検について、基本的にボイラーは毎年やらないといけないと思いますが、法律上の規定があるのではないですか」。

回答「憩いの家ボイラー設置とある程度の管理は産業振興課の耕地林務係でやっておりますが、予算は保健福祉課のため、管理の内容を把握しておりませんでした。来年以降、きちんとその体制や予算づけなどについて修正いたします」。

保健福祉課子育て支援係。

質問「児童クラブについて、令和8年度の傾向として利用が増える見込みなのかという点と、支援員は足りているのかなど、現状や課題を伺いたい」。

回答「児童クラブは今年度の夏休みに葛島区民会館を借りて行い、利用は多かったですので、今年の実績を見まして、来年度も継続で、2か所でやる方針です。指導員のほうは、教育委員会の協力をいただきまして学校の村費の先生にも少し協力いただいています。今後は南向地区の平日についてもだんだん考えていきたいとは思っております」。

質問「病児・病後児保育の委託料というのは、病児・病後児保育をしたお子さんの人数には関わりなく包括的な委託料というふうに理解してよろしいですか。また、昨年10月にスタートして以降の利用者の数は分かりますか」。

回答「一応お子さん1人当たり2万1,000円という委託料をお支払いするというので、利用の実情に沿って委託料をお支払いしています。2月末までの利用者で90名ぐらいのお子さんが利用されています。一応下伊那の市町村も契約をいただいております。中川だけではなくて、他の市町村からの利用も含めて90名程度の利用です」。

保健福祉課保育所。

質問「保育園の整備について、みなかた保育園が砂防の工事で山保育の場所が使えなくなってしまっている点について今後の方針を伺いたい」。

回答「砂防工事があるので滑り山での活動はなくなってしまいますが、今後はその少し北側の畑付近が自然遊びの中心になってくると思います」。

質問「施設整備のところで、若干園児が増えてもどこまで将来を見越して今回やるのか。将来的な構想があるのか伺いたい」。

回答「今後は園児数が減少していきますので、そういったときに両園でやったほうがいいのか、それとも1つにまとめたほうがいいのか、来年度以降もその検討は続きます」。

保健福祉課保健医療係。

質問「予防事業について、昨年まで記載されていた風疹の追加的対策と子宮頸がんのワクチンは各種予防の中に全て入っているという理解でよろしいか」。

回答「風疹の追加的対策は今年度で予防接種が終了しておりますので、令和8年度はありません。子宮頸がんにつきましては各種予防接種の中に含まれていません」。

質問「新型コロナ予防接種業務について、これは対象人員と単価をどのぐらいで考えているのか伺いたい」。

回答「対象は65歳以上で、来年度は単価等が若干変更になる可能性はありますが、令和7年度ベースでは、接種とワクチン代、全てで1万5,300円、補助はその半分で7,800円が今年の補助額です。接種率は今のところ12.3%です」。

産業振興課農政係。

質問「環境保全型農業の増額について、農家さんが取組面積の規模を拡大しているのか、それとも農家数自体が増えたのか伺いたい」。

回答「農家数につきましては、変化はありません。有機に取り組む栽培面積が増えたということによるものです」。

質問「中山間地域直接支払事業について、田島平分が今年度外れた経緯を伺いたい」。

回答「田島平については、集落を構成する単位が小さく、申請の手間も含めて集落内の内部で検討した結果と聞いております」。

産業振興課耕地林務係。

質問「森林環境譲与税の使い道は法律上限定されており、使い道については公開することになっているはずですが、ですから、使い道については一覧表にしてきちんと出すべきだと思います。また、特定財源で、使い道も決まっているので、今回挙げた項目がどれに該当するかも出すべきだと思いますが」。

回答「森林環境譲与税は、法律で充当できる内容について定められております。予算書上は一般財源の譲与税として予算書上の記載になりますが、何に充当したかは決算情報公開が義務づけられておりますので、明示できるようにしたいと考えます」。

質問「美しい森林づくり基盤整備交付金は、次年度以降、片桐と葛島財産区でもいずれ対象となるのか伺いたい」。

回答「今まで国の補助金では伐期が年齢の低い森林という制限がありましたが、伐期が大きくなった森林も整備ができることとなります」。

産業振興課交流センター係。

財政係が取り組む令和8年度の企業版ふるさと納税と交流センターのふるさと納税はどのような連携を取っているのか伺いたい。

回答「企業版ふるさと納税は企業の皆さんから御寄附をいただく制度で、我々が所管するふるさと納税制度は個人からの寄附ですので、制度的には別の制度のため、連携するということはなかなかないと感じています」。

質問「農産物加工施設劣化対応について、本来の売場の活用はしていないということだが、その分も含めて、この劣化対応というのは加工施設のどの部分か伺いたい」。

回答「農産物加工施設劣化対応につきましては、売場の外側のウッドデッキの壁の劣化が激しいため外壁修繕を予定しております。また、当初設置した売場は、今はほかの用途で使っておりますが、交流センターが隣接して設置されましたので、つくっちゃオで作られた商品につきましては交流センターを売場として活用しています」。

産業振興課商工観光係。

予算書の枯損木伐採業務があるが、これは陣馬形キャンプ場及び登山道周辺の危険木の伐採に当たるのか。

回答「こちらは、令和7年度も山頂から山道に関わる枯損木の伐採を実施しており、5か年計画で少しずつ下がっていく計画で進んでおります。令和8年度も引き続き取り組む予定です」。

質問「観光事業の財源で宿泊税市町村交付金をディステーションキャンペーンに使うという話がありましたが、財政係のほうは、令和8年度にまず基金にして、それを令和8年度に観光、商工のほうで使用計画を策定して使い道を決めますという回答をもらっているが、既にこういう使い道ですと決まっているという理解でいいのか」。

これについては何度かやり取りがありまして、その後、回答「負担金に充てた分はそのまま負担金として支出して、それを抜いた部分を基金に今積み立てる予定になっております」。

建設環境課建設係。

質問「木造住宅耐震診断について、令和7年度は今のところどのぐらいの利用があったのか。また、その上での今年の予算の計上なのかということを知りたい」。

回答「現在の実績では、耐震診断を新たにされた方は7件、うち改修工事が5件と、それとは別に建て替えの除却補助が2件、合計7件です。来年度3件の計上は、改修希望が1件と、今後の診断等も踏まえて3件を見込んでおります。ちなみに、年明けに要望調査を行ったところ、今のところ4件の診断要望が来ておりますので、今後も要望を聞きながら対応します」。

質問「ライフライン等保全対策事業の支障木伐採について、令和7年はどこをやって、令和8年はどこを想定しているか、ちょっと教えていただきたい」。

回答「令和7年度に上げた沖田牧ヶ原線の中学校下の路線の支障木伐採は県の

事業採択ができなかったもので、同じ路線で令和8年度の申請をしております」。

建設環境課環境係。

太陽熱利用機器等導入促進事業は太陽熱温水器のことですか。また、1基当たりの補助額を伺いたい」。

回答「対象になるものは太陽熱温水器です。補助額は設置にかかる対象経費の3分の1以内で、上限は1件20万円までとしております」。

質問「特定外来植物駆除等業務について、毎年予算が変動している理由と、このぐらいの予算で足りるのかという点について伺いたい」。

回答「実施の際に若干去年よりも減ったかなということで減らしておりますが、ただ、実際にやる段階になるとできる範囲でやっているというのが現実で、全て除去できているわけではありません。予算の中で毎年やっているという現状です」。

意見「特定外来生物の除去はシルバー人材センターに委託しているだけでは限界が来ており、住民参加型の人海戦術で進めるよりないので、そういった工夫を考えるべきではないか」。

建設環境課水道係。

質問「予算書に記載してある浄化槽5基は更新なのか新規なのか」。

回答「新規です」。

質問「すると、これは新たに家を造った方がやるという認識なのか」。

回答「そういう方もいますし、修繕ではなく、浄化槽自体を入れ替える方も対象になっています」。

リニア対策室については、質疑、討論はありませんでした。

教育委員会総務学校係。

質問「小中学校建設事業の新たな学校建築に係る技術支援業務、新たな学校建築関係調査研究業務、中学校校舎老朽化調査業務について、どの事業の誰が一番中心になっていくのか伺いたい」。

回答「体制としましては、中心は新たな学校づくりプロジェクトの支援業務がメインになっていきますので、こちらのコンサルが中心にまとめます」。

質問「設計会社が入る新たな学校建設に係る技術支援業務55万円がコンストラクションマネジメントに当たるという考えでよろしいか」。

回答「御指摘のとおり、専門家目線での予算の計上など、そういったところを予定しているところです」。

質問「奨学金返還支援について、財政のほうで奨学基金を2,000万円増やすということですが、どんな実態があるのかということと、使う人が増えた場合に予算が足りるのか伺いたい」。

回答「奨学金に関しては、過去に増額したことで返済期間を延長したことで基金の残高が不足する可能性があったため、過去の実績から増額分を計上しておりますが、もし足りなくなるようであれば補正のほうをにかけていきたいと考えてい

ます」。

教育委員会社会教育係。

質問「中川村美術館管理事業について、村のホームページでアトリエ棟を貸し出しますという記事を見ましたが、その収入は何かの財源として予算書には計上されるのか」。

回答「今回のアトリエ棟の一般貸し出しについては、その費用については村へ戻すわけではなく、指定管理団体の運転資金として見込みますので、村の直接的な収入にはなりません」。

質問「大ホールの空調設備の更新は大きな事業ですが、大ホールの空調の不具合の状況を具体的に伺いたい」。

回答「特に冷房ですが、大ホールの空調施設は夜間に氷を作っておいて、その冷気を配管内に通して館内を冷やすという蓄氷システムを使っていますが、蓄氷の温度を感知するセンサーが壊れているため、センサーの役目を人間が現場に行き行ってオン、オフする状態になっています。また、そもそものスイッチが故障してしまうと今度は基盤の取替えが利かないということで、全部取替えとなっております。また、工事は、館内の配管はそのまま、熱源のみの取替えでこの金額になっています」。

会計室。

質問「印刷製本費は昨年度が55万円ですので減っておりますけれども、ペーパーレスの効果がでてきているという評価ですか」。

回答「この減額は、今年度の利用実績では、封筒や封筒の印刷代など、それほど利用実績がありませんでしたので、その分の金額を減額としました」。

議会事務局。

質問「議会費のペーパーレス会議システム使用料が出ていますが、システムのインストールは今年度予定でしたか」。

回答「今年度予算ですので今年度内でやります」。

次に、去る2月27日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第20号 令和8年度中川村国民健康保険事業特別会計予算、議案第21号 令和8年度中川村介護保険事業特別会計予算、議案第22号 令和8年度中川村後期高齢者医療特別会計予算について、3月16日に役場本会議場におきまして委員10名出席の下、関係課長・係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

3件の特別会計についての質疑は以下のとおりです。

国民健康保険事業特別会計。

質問「国民健康保険事業の給付金額が増えていることについて、加入者の増減と制度を変えた点も含めて実態を伺いたい」。

回答「被保険者数は直近の数字ですと924人で、全県的、全国的にも被保険者は減っています。理由としては、現在は定年退職が65歳となったことがありま

す。中には、会社勤めを継続して、国民健康保険に加入することなく75歳の後期高齢者へ行かれる方もいらっしゃいます。そんな現状を踏まえると、さらに減少すると考えています」。

質問「長野県の中で医療費について中川村がどんな位置にいるのか。また、市町村の医療費が高くなったら応分の負担が増えてくということになるのか、伺いたい」。

回答「国保の1人当たり医療費で見ると、中川村は全県の62位で、かなり低い位置です。中川村の医療報酬は人数が減っていても増えていくのは1人当たりの診療の金額が高くなっているからです」。

介護保険事業特別会計。

質問「保険給付費について、認定者数の増加はどの程度見込んでいるのか伺いたい。また、介護度との関係についても伺います」。

回答「介護の認定者は、令和7年度に前年度より10人前後多くなっておりまして、令和8年度も実績としてプラスになっています。また、介護度3以降ですと介護保険も相当額使える給付もかなり増えます」。

質問「包括支援事業は前年度比1.02%ですが、総合事業のほうの単価が長期間上がっていないと聞いています。あまり上げないのは、今の御時世、まずいのではないかと思いますが」。

回答「確かに、総合事業はずっと据え置きで来てしまっております。上げるときを逸してしまったという気もしています。昨今の原油高等を見ますと、ガソリン代や燃料費も高騰しておりますので、来年度あたり少し改定ができればという気はしています」。

後期高齢者医療特別会計については、質疑、討論はございませんでした。

去る2月27日の本会議において決算特別委員会に付託されました議案第23号 令和8年度中川村水道事業会計予算、議案第24号 令和8年度中川村下水道事業会計予算について、3月12日に役場本会議場におきまして委員9名出席の下、関係課長・係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論は以下のとおりです。

建設環境課、水道事業会計。

質問「8年度は有収率を幾つで見えていますか」。

回答「有収率は上昇率1%ぐらいを見込んで、今年度は74%程度を見込んでいます」。

質問「3町村で買った漏水調査機械はまだ生きているんですか」。

この後、有収率と漏水調査についてやり取りが何度かありました。その後、質問「資産管理上から考えても水道管がどこにあるのか分からないのは非常にまずい状態だと思う。台帳上の位置に水道管がないということであれば、企業会計としては非常にまずい状態だと思うので、それは早く解決すべきと思いますが」。

回答「おっしゃるとおり、どこに管が入っているのか分からないのは非常に厳しい状況かなと思います。今後は、ある程度の資金をかけて管路の整備をして、適正な企業会計の運営をすべきとっておりますので、今後の課題とさせていただきます」。

建設水道課、下水道事業会計。

質問「マンホールポンプ電気料 54 万 4,000 円は昨年より 54 万 4,000 円減ですが、光熱費が全体に上がっているのにこの予算となった理由を伺いたい」。

回答「これは実績に応じて金額を計上したという形です」。

質問「下水道の処理区域の変更について、前回の審議会でも出たと思うが、これについて令和 8 年度は何も対応しないということか」。

回答「現在、農集排で 1 戸、集合処理から浄化槽に変更で協議をしており、試験的にやっている所有者との協議が進んでいないので、その結論を見て広げていきたいと思っております」。

以上、読み上げました審査内容は、各係 2 問程度に限定して紹介しております。実際にはかなり内容の濃い議論がたくさんなされておりますので、理事者の皆さんには、別途公開予定の要約文書をぜひ御一読いただきたいと思っております。

要約文書は、全文 40 ページ、約 3 万 6,000 字ありますが、各担当課では今後の見直し作業も含めて参照していただきたいと考えます。

また、議会側でも要約文書を読んでいただくと議員それぞれの質問の精度がお分かりになると思っております。

予算書は特別委員会の 10 日以上前に配付されており、質疑の準備時間はそれなりに確保されていたと思っておりますので、これは次期議会への申し送り事項となりますが、議員の質問の精度を上げるためにも、事前準備にぜひ時間をかけていただきたいと思っております。

最後に、今議会最後の予算特別委員会となりましたので、審議を通じた総括的意見を申し述べます。

1、繰越明許費の提出資料についてです。

行政機関の会計は単年度決算が前提となって予算編成がなされており、それぞれの事業は年度内終了が前提となっています。当然、様々な事情で契約工期が遅れることはありますので、そのときに繰越明許扱いで次年度繰越しを行うようになっています。

しかし、予算書の資料としていただく際には、繰越明許となる根拠が明確になっている必要があります。

一番の問題は当初予算で予定されていた事業が適正に執行された結果としての繰越明許なのかどうかという点であって、この点では、予算書配付時点での資料では明確ではありませんでした。

例えば前年度 3 月に一般会計予算として承認されている事業がいつ執行をスタートしたのか、つまり契約が必要な事業であればいつ契約を行ったのかという

点を明らかにする必要があります。

事業執行上は予算が決まれば新年度すぐに事業がスタートするはずですが、これが 10 月スタートとなれば、予算は決まっているのになぜ 10 月になったのかという問題が起こります。

また、5 月に発注して本来ならば年度内に完了する予定のものがなぜ完了しなかったのか、それにも理由があるはずですが。その理由も、請け負った側の問題なのか、発注者側の問題なのかというのは繰越し問題を考える重要な視点です。

つまり、事業執行が適正であったということを行政も議会も住民に説明する責任がありますから、そのような視点で繰越明許の資料を作成していただきたいと思っております。

その意味では、工事や委託契約であれば、当初契約日や工事着手日など、当初工期や納期が繰越しとなった理由とともに示されている必要があると思っております。

2 番目に上下水道事業会計についてです。

上下水道事業会計を企業会計方式に移行しようと指導したのはかつての自治省でした。その思惑には、一般会計からの繰出しを早くやめさせて財政硬直化を防ぎたいという裏側の意図がありました。

この意図のとおり、古くから上下水道事業に取り組んでいた大都市では、経済成長期に国費を含めて莫大な投資をしましたが、ほぼそれらの回収は終わり、今は黒字のところが多いので、企業会計方式もなじんでいると思われま

す。しかし、地方の小規模自治体での簡易水道事業や農業集落排水事業の公営企業化は無理が多く、まだなじむまでに至っていないと感じました。

官庁会計から企業会計に移行する最大のメリットの一つに損益の明確化と資産の減価償却による正確な維持管理コストの把握がありますが、予算審議では村の上下水道事業が企業会計に移行する以前の問題があるようにも見受けられま

す。まず上水道事業経営では、漏水防止率の向上が収益向上の第一歩ですが、その目標が根拠を持って立案できないことが最大の問題です。なぜなら、漏水箇所というより、水道管の埋設位置が明確でない場所があり、そこからの漏水があっても手の施しようがないという話がありました。

これは事業経営の根本問題であって、資産管理が適正にできずにそのまま放置されている点では企業会計以前の問題です。水道事業は資産管理をあるべき姿に戻す、まずこのことから手をつけなければ、収益の土台となっている資産そのものの管理が適正にできていないのですから、料金問題にも取り組めないはず

です。下水道事業も、本年度審議会に報告された処理区の統廃合に向けて、予算上の方針は示されませんでした。毎年 2 億円近い一般会計からの繰出しをしていることを考えても、もっとスピード感を持って取り組むべき課題のはずです。

上下水道事業は、公営企業会計とは言いつつも、企業経営的な経営感覚から見ると切迫感に乏しいように思われますので、もし将来的に料金改定を提案する意

図があるのであれば、早期に経営的な視点からの事業の点検をする必要があると
考えます。

3 番目、予算を計上する場合、そしてその事業を実施する場合、当然のこと
ですが、いずれも法的根拠を念頭に置いていただきたい。

老人憩いの家のボイラー保守点検や森林環境譲与税の使途公開など、何年も適
切な処置がなされなかった点では、再度コンプライアンス意識の向上を図る必要
があるように思われます。

4 番目、今期議会の予算審査の内容を振り返ると、昨年の決算審査と同様、4
回の審査は次第に内容が濃くなってきたと感じます。特に、委員と行政とのやり
取りの内容が予算額の金額だけでなく事業の効果や課題に対する議論が増えて
きたことは、特別委員会の前進面であったと捉えることができると考えます。

ただ、事業によっては質疑が生煮えの部分があったようにも思われるところ
がありました。その点では、予算を計上する以前の段階での事業の方針部分や考え
方で行政と議会の議論がさらに必要なところがあったように思われます。

5 番目に次期議会への申し送りですが、予算審査はもともと行政計画に対する
事業の整合性や効果についてその妥当性を審査する場ですから、個別の要望や意
見はその場で行政に出しても意味がないもので、むしろそういった要望などは予
算編成期に行政に対して行っておくべきと考えます。

一方で、9月の決算審査の終了後には全ての事業の課題なども明らかになっ
ているはずなので、それらをまとめて次年度の事業方針や考え方に反映させる質疑
の場が設定されることも必要ではないかと考えます。これは次期議会への申し送
りとしておきます。

最後に、これは質疑のコントロールをした特別委員会の委員長としての感想と
してお聞きください。

行政の方々はほとんどの方が気づかずに使っていますが、「〇〇をさせていた
だく」は極力やめるべきと思います。

最近の日本では意図せずこの謙譲表現を使っており、蔓延した状態となってい
ますが、使用している方々が日本語として誤っていることを理解せずに使ってい
ることが多いので、大変いらついて聞いておりました。

「させていただく」は、基本的には謙譲表現で、相手の許可と自分に恩恵があ
るという2つの条件を満たす場合にのみ使用が正しいとされています。

単に丁寧さを出すためだけに乱用すると、くどく聞こえたり、相手に違和感
を与えたりするため、注意が必要です。

音声データを文字変換した議事録も保管しておりますが、多くの方が「させて
いただきます」を使用しています。形式的には謙譲表現を使いながら、実際は実
行した、あるいは判断した自分の責任を回避しているようにも受け止められます。
ここは事業実施者としての責任と自覚、自信を持って「〇〇といたしました」と
断定的に応答すべきです。

不用意な謙譲表現は、発言者の自信のなさを示しているようで相手に無用な不
安感や違和感をもたらすものであることを知っておいていただきたいと思いま
す。

○議 長 以上で委員長としての報告を終わります。
委員長報告を終わりました。
これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

○2 番 (松村 利宏) 私は賛成の立場で討論します。
私は、昨年12月一般質問で村の財政について、中長期的に分析し、歳入につ
いては村独自の収入を増やすこと、歳出については実行可能な範囲で事業を行うこ
とを提案しました。

令和8年度予算は、令和7年度から16年間の村の主要事業と公共事業の積
み上げと財政分析を踏まえ、後年度負担——起債の平準化を図ることを念頭に検
討し、中長期視点で予算を編成していることを評価します。

歳入は、自主財源が乏しいため、収入増につながる様々な対策を講じることを
認識しておりますが、具体的に施策を実行することを要望します。

歳出は、DXを推進するため地域力創造アドバイザー、地域活性化企業人を活
用した人口減少対応、持続可能な経済の構築を図ることを期待します。

新たな学校施策については、既存中学校活用のため、老朽化調査を行い、経費
削減を推進していただきたいというふうに思います。

熊対策においては、地域住民が安心して生活できるよう、熊の侵入経路を阻止
できるように頑張っていただきたいというふうに思います。

○議 長 以上です。
ほかに討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから採決を行います。
まず議案第19号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されま
した。
次に議案第20号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。

○議長 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
全員起立です。したがって、議案第 20 号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第 21 号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議長 全員起立です。したがって、議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第 22 号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議長 全員起立です。したがって、議案第 22 号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第 23 号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議長 全員賛成です。したがって、議案第 23 号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第 24 号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議長 全員起立です。したがって、議案第 24 号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第 8 議案第 27 号 中川村空き家相談室条例の制定について
を議題とします。
朗読願います。
○事務局長 朗読
○議長 提案理由の説明を求めます。
○建設環境課長 議案第 27 号 中川村空き家相談室条例の制定について御説明をいたします。
この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、村の空き家対策を推進し移住・定住及び観光振興を図るため、中川村空き家相談室の設置及び管理に関し必要な事項を定めます。
空き家相談室の位置は、旧大草駐在所に位置し、管理は村長が行い、その経費

は村費をもってこれに充てます。
施行期日は令和 8 年 4 月 1 日からとなります。
以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
○議長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
○議長 全員賛成です。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。
日程第 9 議案第 28 号 令和 8 年度中川村一般会計補正予算（第 1 号）
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○副村長 議案第 28 号 令和 8 年度中川村一般会計補正予算（第 1 号）について御説明を
いたします。
今回の補正予算は、昨年相次いで出沒した熊への対策として、緊急的な対応が
求められるものに対し、取組が遅れることなく必要な対策が取れるよう補正をお
願いするものでございます。
それでは議案書に沿って御説明いたします。
第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 700 万円を増額し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 2,700 万円とするもので、款項区分ごとの
補正額及び補正後の予算額は 1 ページ以降に記載の第 1 表 歳入歳出予算補正
のとおりです。
3 ページからは事項別明細書になります。
歳入ですが、5 ページのほうをお願いいたします。
12 款 地方交付税は、鳥獣被害防止に係る経費の一部が特別交付税で措置され
ることを踏まえ 700 万円の増額を行うものです。
続いて歳出について御説明いたします。
6 ページのほうをお願いいたします。
4 款 衛生費は、生ごみが熊の誘因物になることが専門家からの指摘にあるこ
とから、環境衛生施設設置事業のうち屋内設置分の生ごみ堆肥化等の処理機器の
補助拡充分として 25 万円を計上いたしました。
その下の第 6 款 農林水産業費は、3 目 農業振興費で出沒防止対策として出

没多発箇所である上前沢地区前沢川河川付近の樹木伐採委託料 700 万円の増額と、住宅に近い柿、栗等の業者委託による果樹伐採経費に対する補助 300 万円を、新たに計上をお願いするものでございます。

5 目の農地費は、ずく出し共同事業に地区による出没多発箇所のやぶ刈り払い、伐採等に対する補助、整備に要する機器購入に対する補助を追加する経費として 170 万円を計上するものでございます。

14 款 予備費は全体の調整を行うため 495 万円を減額するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 請願第 1 号 子どもの権利条例制定を求める意見書採択の請願について

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長

（桂川 雅信） 2 月 27 日の本会議において厚生文教委員会に付託されました請願第 1 号 子どもの権利条例制定を求める意見書採択の請願について、3 月 4 日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしましたので、ここに報告いたします。

請願の趣旨は、全ての子どもが一人の人格として尊重され、安心して生き、育ち、学び、意見を表明し、社会に参加できる環境を保障されることは社会全体の責務であること、中川村では現在新しい学校づくりや保育所の在り方の見直しなど子どもの育ちと学びの環境を大きく問い直す取組が進められており、子どもの学びや子どもと地域との関わりなどの議論が行われ、住民や子どもの声を反映させる試みも見られていること、一方で、こうした個別の取組は村として共通の理念や判断基準が明文化され全体で共有されているとは言えない状況にあること、短期的な効率や前例だけでなく、子どもの権利という長期的、普遍的な視点を行政の政策判断の土台として据える必要があることなどの理由から、1、中川村に

おいて国連子どもの権利条約及びこども基本法の理念を踏まえた中川村の子どもたちが抱える課題に合致した子どもの権利条例の速やかな制定に向けて必要な取組を進めることという内容でした。

審査に先立ち請願者の説明をいただき、委員との意見交換が行われました。

審査の結果は、委員全員で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、「この条例ができればこども基本法第 10 条に規定するこども計画の策定は村の条例に基づいたものと位置づけることができる」「子どもの育ちにとって必要なものは制定するのが筋かなと思う」「2023 年 12 月議会の一般質問で権利条例を制定すべきと質問した際に、村長は、条例は村の子どもの権利に関する理念を示し、大人が果たす役割を明確にしていくものになると思うが、条例制定の必要感の高まりの中で制定していく必要があると答弁しました」「首長や議会、行政職員が替わっても子どもの権利については変わらない理念を掲げることが必要だと思う」「村民の 120 人の声は大きいものがあり、この思いを酌むことが必要で、とにかく制定へ向けた動きを具体的にスタートさせることが大事」といったものでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議 長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

○7 番

（島崎 敏一） 私は本請願に対し賛成の立場から討論を行います。

今回の請願の根底にある子どもの権利を子どもにも分かりやすく平たく言うと、子どもは、皆、大人と同じく大切にされていいし、安心して生きていい、そのためのみんなの約束という極めてシンプルで当たり前のことであると考えます。

それらを改めて学び、村づくりに活かしていこうという趣旨の請願であると考えます。

全ての子どもが一人の人格として尊重され、安心して生き、育ち、学び、遊び、意見を表明できる環境を保障することは、私たち社会全体の責務であると考えます。

しかし、現在長野県の子どもたちが置かれている状況は深刻です。2023 年度の統計では、県内の小学校における不登校児童数は全国で 2 番目に高く、中学校でも全国 6 位という高い水準にあります。これは、多くの子どもたちが学校という日常の場において自分たちの安心や権利が十分に保障されていると実感できない、そのような実態の表れであると考えます。

こうした課題に対し、個別の事業や担当者の努力に依存するだけでなく、村として子どもを権利の主体として尊重するという共通の理念を明文化し共有することが今まさに求められています。

条例という約束を交わすことは、村民が子どもの権利と出会い、学び、地域の課題に目をそらさず向き合うきっかけとなります。

また、子どもたちに優しいまちづくりへの道しるべとなり、対話を育む土壌となります。

進行中の新たな学校づくりや保育所の在り方の検討について、よりよい参画へ向けての土台になることを願ってやみません。

子どもを含めた住民みんなで子どもの権利を知り、そして学び、子どもが子どもらしく生きてよりよい人生を歩むきっかけとなることを願って、私の賛成討論といたします。

○議 長
○5 番

ほかに討論はありませんか。

(桂川 雅信) 私は一議員としてこの請願に賛成して意見を述べます。

まず、この請願の根拠となっているこども基本法の背景として、今の子どもの置かれている状況について私の思いから述べます。

私の子ども時代は、小学校1年生の夏から高校卒業まで東京に行って過ごしておりました。1952年から1964年まで、戦後日本の復興期から経済成長初期段階の目まぐるしい激動の時代でした。

今では信じられないでしょうが、昭和20年代は、東京都心の国鉄の駅周辺は米軍の空襲による瓦礫の山の時代でした。

私の小学校時代には、スラムで生活する友人も少なくありませんでした。その友人の中には、戦争で父親を亡くし、母親と年配の姉が子どもたちの面倒を見ている家庭もありました。

私の記憶では、その頃、米は米穀通帳を持参して業者さんから米を買っていた時代ですし、昭和33年頃の修学旅行には米2合を布袋に入れて旅館まで持参した時代でした。みんなが貧しく、修学旅行には行けない子どもたちもおりました。

が、この時代は、学校の教員もみんな元気で、学校は明るく活気のある時代で、小学校は、けんかも絶えずありましたが、子どもたちは皆遅くまで焼け野原で遊び回り、今のような陰湿ないじめのような現象はありませんでした。

そして、スラムにいた子どもたちは、社会的支援もあって、何とか食いつないで社会に旅立ちました。

半世紀以上たって、東京に出向いた際に電車の車窓から見ると、当時のスラムはなくなっておりました。日本は、経済成長を経て、経済的貧困で子どもたちが食べることに困らなくなったはずと私は思っておりました。

が、それは、コロナ感染症が蔓延した際に全くの幻想だったと知りました。真っ先に困窮したのが首切りに遭った非正規女性労働者とその子どもたちでした。特にシングルマザーの家庭は深刻な状況に追い込まれ、無理心中の家庭まで発生し

ておりました。子ども食堂が地域住民の力で全国にたくさん生まれたのもこの頃でした。

さきの戦争が終わって82年がたち、我が国は世界でもいち早く復興を遂げたと言われ、一時は国内総生産が世界で第2位となり、豊かな時代になったと言われていました。

しかし、格差と差別が横行する現実の日本社会は、戦後の貧困な時代とそれほど変わっていないのではないかとさえ思います。

地域には三度の食事がきちんと食べられない子どもや家族がおり、そのことを隠しながら生活している姿は、私から見ると戦後の貧困な時代より異常な事態に見えました。救われたのは、そのような事態を改善しようと立ち上がった地域住民がいたことでした。

子どもたちが学校に行きたくないと言い始め、その子たちが激増していることも心を痛めている事態です。

私たちが子どもの時代は、確かに学校に行くのが嫌なときがあり、仮病で怖い先生のとさだけずる休みする子どもが私も含めていつもおりましたが、学校で友達と遊ぶことが楽しかったので、仕方なく学校に出かけた子どもたちがたくさんおりました。学校の勉強以外での楽しみ方が学校にはたくさんあったんです。

現在の我が国では不登校を認める動きになっていますが、それが真の解決ではないことに多くの大人は気づいているはずですが、それなのに根本的解決に動き出さないのはなぜなのか。

子どもからの警告を大人は不登校の要因は一つではないという理由で無理やり見て見ぬふりをしているのではないか。貧困問題ばかり、不登校問題ばかり、ヤングケアラー問題ばかり、子どもからの警告をもっと真剣に大人社会は受け止めるべきではないか。

こども基本法の第1条には次のように記されています。

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、とあります。

つまり、子どもがどのような状況に置かれていようとも、子どもたちの生きる権利を守り、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが社会の責任であるとしています。

物言えぬ子どもたちに代わって、大人から苦しいときは声を上げていいんだよ、あるいは必ずそこから助けるからというメッセージを送り続けることが社会の責任なんだと思います。

子どもは国の宝だというのならば、その宝がいつも輝きを放っている状態に保つのは社会の責任です。

こども基本法第10条第2項には「市町村は、こども大綱（中略）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（中略）を定めるよう努めるものとする。」とあり、第5項では、市町村こども計画は市町村子ども・若者計画や子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する市町村計画など、市町村が作成する計画で子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができるとしていますので、ぜひこども基本法を根拠に条例を制定して、その中で中川村の子どもたちの未来のために子ども施策を体系的に取りまとめた中川村こども計画を策定する道を開いていきたいと考えます。

最後に、この請願が採択された場合の話ですが、通常は条例案分の作成は行政が主体で作成するものですが、条例の内容を住民の皆さんがしっかりと理解して納得していただけるものにするためにも、この条例制定の請願書に賛同して下さった皆さん、あるいは署名したくとも諸般の事情で署名できなかった皆さんの声を集めて、ぜひ条例制定の住民懇談会を開催していただくことを行政に要望して、私の賛成意見といたします。

○議長

ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第11 陳情第9号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について、ダンピング対策について

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

(松村 利宏) 2月27日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第9号について、3月4日、役場第1委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

陳情第9号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について、ダンピング対策についての趣旨は次のとおりです。

建築物の設計、工事監理業務及び耐震診断、耐震改修に関わる業務の発注に際して次の4項目を強く要望する。

1、国土交通大臣が定めた業務報酬基準に準拠する。

2、業務委託内容を明確化した上で働き方改革に対応した発注をする。

3、追加的な業務が発生する場合は厳正な経費の積み上げをする。

4、新単価を適応し、特例措置に準じ、新単価への変更協議に応ずる。

建築物の設計、工事監理業務の設計者選定に際しては次の2項目を要望する。

1、価格競争による入札設計者の選定をする場合は適正な価格による最低制限価格または失格基準価格を90%以上に設定する。

2、建築物の規模や特性等により必要な場合は、応募要件を緩和した上でプロポーザル方式、設計協議方式、資質単価方式などを採用する。

審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。

意見はありませんでした。

なお、本件は意見書の提出を求められていないため、中川村長に報告することにいたしております。

以上です。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成です。したがって、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第12 陳情第2号 「最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

(松村 利宏) 2月27日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第2号について、3月4日、役場第1委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

陳情第2号 「最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の趣旨は次のとおりです。

食料など生活必需品の値上がりが続き、市民の生活を圧迫しています。特に最

低賃金近傍で働くパートや派遣、契約などの非正規雇用やフリーランスなど、弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。

また、価格転嫁ができず苦しむ中小企業、小規模事業者の経営にも打撃を与えています。

地域別制度は、最低賃金額が低い地域では常に低いままとなり、引上げを妨げる構造的な欠陥があります。このため、最低賃金法を全国一律制度に改正する、労働者の生活を支えるため最低賃金 1,700 円を実現する、中小企業、小規模事業者への支援を国の義務とするについて国へ意見書を提出するよう陳情する。

審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。

主な意見ですが、「最低賃金引上げを労働政策と捉えてきたが、これからは経済政策として実現することにより生産性向上を期待できる」「最低賃金は非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の基準になっているため、引き上げることが必要」「最低賃金 1,700 円は労働組合連合会が全国で調査した結果であり、尊重すべき」「最低賃金が全国一律となることにより、人口の一極集中、若者の都市部への流出を防止できる」「中小企業、小規模事業者への国の支援が必要である」。

以上です。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

○5番 (桂川 雅信) 私はこの陳情に賛成して意見を述べます。

今回の陳情は、昨年の陳情と同趣旨ですが、地域間格差の是正にかなりの重点が置かれています。それは、最低賃金が地域別に固定されて大都市と地方との格差を温存しているため、低賃金構造がいつまでも残されているからであります。

日本はなぜこんなことになっているのか。それは地域経済を加味して地域別に最低賃金審議会で決定するという国際的にも類を見ない仕組みを採用しているからです。

すなわち、中央最低賃金審議会の示す目安額の決定が実際には地域における賃金決定システムに多大に影響を与え、そのことによって最低賃金決定における労使間の交渉の余地を狭めているのです。

労働者の賃金は、本来、労使間交渉によって決定することが資本主義国における国際的労働規範であります。にもかかわらず、最低賃金の決定過程では国家的システムが労使間に介入しているわけですから、国家的な機能としても人たるに値する生活を保障するために全国一律最低賃金に早期に転換されるべきであり

ます。

全国知事会は以前から最低賃金の地域間格差が都市への人口流出の一要因であると指摘しており、令和 6 年 9 月の全国知事会提言においても非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善、最低賃金の引上げ及び地域間格差解消等に対する政策の充実を図るとともに、これらに関わる企業の取組を支援することを提言しています。

2020 年 3 月議会に同様な陳情が議会に提出された際に、私は中央最低賃金審議会の目安額決定そのものが根拠不明の標準生計費を基にして算出されていることを申し上げました。

また、最低賃金の引上げと同時に中小企業や農林水産業への支援を強化すべきであること、特に中小企業や農林水産業の価格転嫁を支援する制度の構築や社会保険料の雇用主負担の減免を制度化することなどにも触れました。

日本の企業数の 99.7%、労働者の 7 割が働く中小企業が活性化しなければ日本の経済は再生できません。にもかかわらず、日本の中小企業支援策はあまりにも貧弱です。

中小企業労働者の賃金が向上すれば消費も向上しますし、税収も増え、社会保険料の納付も増え、社会保障が充実できます。このための原資は 8 兆円と見積もられていますが、その財源はどこにあるのか。

それにはパンデミックの下でも莫大な収益を上げ続けた大企業の 600 兆円以上の内部留保を吐き出させるしかありません。この内部留保は中小企業の収益を吸い上げて獲得したものですから、中小企業労働者の賃金改善と経営改善に還付することは当然のことです。

昨年までの陳情での最低賃金要求額は 1,500 円というものでしたが、これはパンデミック以前の調査結果を基にしたものでしたから、現状の諸物価高騰の状況を見ると、今回示された 1,700 円という最低賃金目標はもっと引き上げてよいくらいのものです。

日本経済の再生と根本的転換のためにも、全国一律の最低賃金 1,700 円への引上げを早期実現し、中小企業と農林水産業への支援強化を訴えて、賛成討論いたします。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、陳情第 2 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 13 陳情第 3 号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情

を議題とします。

本件は厚生文教委員会付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 (桂川 雅信) 2月27日の本会議において厚生文教委員会に付託されました陳情第3号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情について、3月4日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしましたので、ここに報告いたします。

陳情の趣旨は、政府は政権合意でまとめたOTC類似薬77成分1,100品目の薬について1割から3割の窓口負担とは別に特別料金——薬剤の25%として追加負担を求めることを決めたが、対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症を和らげる消炎鎮痛剤や蕁麻疹、花粉症、喘息などの症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬であり、医療保険が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担と大幅な自己負担増になること、政府は受診せず市販薬を利用している患者との公平性を理由に挙げているが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はないこと、また現役世代の保険料負担の軽減を打ち出しているが、1人当たりの軽減額は月63円に過ぎず、一方で、花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患に苦しむ患者など、全ての世代に負担増を押しつけるものであること、2025年12月の財務・厚労大臣折衝の合意では将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引上げは織り込み済みとなっていることなどの理由から、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など薬の追加負担を行わないことを求める意見書の提出を陳情するといったものでした。

審査の結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は「若い人の保険料負担を減らすためという政策だが、アレルギーなどは国民全体の病気だから、どの世代も負担が増えるのではないか」「これまでも目いっぱい負担しており、これから先どうなるのかなと思う」「厚労省の試算では、花粉症薬が最大20倍、解熱鎮痛薬は最大20倍、湿布薬が最大36倍に負担が増えるケースがあるとされている。花粉症、腰痛、湿布薬などは現役世代も使うから、受診控えによる慢性疾患の悪化につながる」「どの薬が追加負担なのかが分かりにくく、医師、薬剤師の説明負担が増える可能性もある」といったものでした。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 14 陳情第 4 号 高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 (桂川 雅信) 2月27日の本会議において厚生文教委員会に付託されました陳情第4号 高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情について、3月4日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしましたので、ここに報告いたします。

陳情の趣旨は、医療機関等での患者の自己負担が上限額を超えた際にその超過分を支給する高額療養費制度は、患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティーネットとしての役割を果たしていること、昨年12月24日の厚労・財務大臣折衝で高額療養費制度の見直し案が合意され、2026年8月に自己負担限度額を一律引き上げた上で2027年8月には所得を細分化し限度額をさらに引き上げます、引上げ対象となる年1回から3回制度を利用する人は利用者の8割に及び、また全ての所得区分で負担増となること、高額療養費制度はがん患者をはじめ重篤な疾患の患者にとってまさに命綱です、自己負担上限額の引上げは受診抑制や治療継続の断念につながりかねないこと、今日本は物価上昇に賃金が追いつかず家計が厳しい状況にあります、その上、重篤な疾患の患者には就労制限を余儀なくされている方も多く、高額な治療費の支払いにより困難な生活を強いられており、本来であれば物価上昇分を考慮して患者負担を減らすべきであること、以上の趣旨から高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げを行わないことを陳情したものでした。

審査の結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は「自分も手術の際に高額療養費制度でお世話になった。これがなくなると本当に大変だと思う」「確かに医療費が増えているから大変ということも分かる」「治療のために働けない期間が生じると、手取り収入

が減る一方で自己負担上限額が上がるため、ダブルパンチとなり、家計が圧迫されるリスクがある。そうなると受診控えが起こり、重症化した頃ようやく医療にかかるという状況になり、かえって医療費が増加するという可能性もある」「継続して一年間治療しなければいけない方は、月々の額が上がるのでかなり負担が増える」といったものでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成です。したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15 発議第1号 子どもの権利条例制定を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願ひます。

○事務局長

朗読

○議長

趣旨説明を求めます。

○3番

(中塚礼次郎) それでは、子どもの権利条例制定を求める意見書提出について、朗読をもって説明といたします。

すべての子どもが、一人の人格として尊重され、安心して生き、育ち、学び、意見を表明し、社会に参加できる環境を保障されることは、社会全体の責務です。

日本は1994年に国連「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を批准しており、国および地方公共団体には、条約の理念を具体的な制度として実現する責任があります。

中川村においては現在、新しい学校づくりや、保育所のあり方の見直しなど、子どもの育ちと学びの環境を大きく問い直す取り組みが進められています。特に学校づくりにおいては、施設整備だけでなく、「どのような学びを実現したいのか」「地域がどのように子どもと関わるのか」といった本質的な議論が行われ、

住民や子ども自身の声を反映させようとする試みも見られます。

一方で、こうした個別の取り組みは、担当部署や事業ごとの努力に依存しており、村として「子どもを権利の主体として尊重する」という共通の理念や判断基準が、必ずしも明文化され、全体で共有されているとは言えない状況にあります。

少子化と人口減少が進み、厳しい財政状況のもとで村政運営が行われる中、限られた資源をどこに、どのように配分するのかという判断は、今後ますます重要になります。だからこそ、短期的な効率や前例だけでなく、「子どもの権利」という長期的・普遍的な視点も、政策判断の土台として据える必要があります。条例を制定することで、こども基本法の理念を地域の実情に即して具体化し、村の子どもたちの権利をより実効的に保障することが可能となります。

以上のことから、中川村において、子どもの権利を総合的に位置づけ、行政・学校・保育・地域が共通の理念のもとで子どもに関わるため、下記のとおり「子どもの権利条例」を、速やかに策定することを求めます。

記

1、中川村において、国連「子どもの権利条約」および「こども基本法」の理念を踏まえた、中川村の子どもたちが抱える課題に合致した子どもの権利条例の速やかな制定に向けて、必要な取組を進めること。

以上、よろしく御審議お願ひいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第2号 最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願ひます。

○事務局長

朗読

○議長

趣旨説明を求めます。

○9番

(大原 孝芳) では、最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書の原案を朗読して説明とさせていただきます。

物価高騰は、市民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。

特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者生活破綻は深刻である。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、賃金の引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要がある。

そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要である。

2025年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,226円、長野県では1,061円、最も低い県では1,023円に過ぎない。毎日8時間働いても月15.3万～18.3万円(税込み)であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な最低限度の生活」を確保することはできない。

地域別であるがゆえに、最も低い県と東京都では、同じ仕事でも時給で203円、年収で365,000円もの格差となる。

2025年改定では、発効日の大幅な先送りが急増した。発効日の先送りは、近隣地方との間でかつてないほどの格差を労働者に強いることになり、最低賃金法の「賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の精神を没却するものであり、地域別最低賃金の弊害である。賃金の引き上げによる経済の好循環を作り出すためには、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことが喫緊の課題になっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。

現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。

また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域では、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。

最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっている。

労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界の最低賃金制度は、全国一律制度が主流であり、世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準である。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企

業・小規模事業所支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。

日本でも、全国一律制度に法改正する際、中小企業等への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,700円を実現すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への支援を国の義務とする条項を最低賃金法に設けること。

以上、よろしく御審議をお願いします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長

全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第3号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○4 番

(長尾 和則) それでは、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書について朗読をもって説明といたします。

自民党と日本維新の会の協議を受けて、政府は2025年12月、OTC類似薬77成分1,100品目の薬について、1割から3割負担の窓口負担とは別に「特別料金(薬剤の25%)」として追加負担を求めることを決定した。

対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症をやわらげる消炎鎮痛剤や、蕁麻疹、花粉症、喘息などの症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬である。がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしているが、これにより医療保険が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担と大幅な自己負担増になることが予想される。

政府は「(受診せず)市販薬を利用している患者との公平性」を理由にあげているが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はない。むしろ、症状を抱えながら医療機関に受診できない国民の受療権を確保すべきである。

「現役世代の保険料負担の軽減」を打ち出しているが、1人当たりの「軽減額」は月63円に過ぎず、一方で花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患に苦しむ患者など、すべての世代に負担増を押し付けるものである。

2025年12月の財務・厚労大臣折衝の合意では、将来的に「OTC医薬品の対応する症状の適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指す」、「特別の料金の対象となる薬剤費の割合の引き上げについても検討する」とし、将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引き上げはおり込み済みである。

このような薬の「追加負担導入」は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、いのちに直結する問題である。

よって、すべての国民が必要な医療を受けることができるよう、中川村議会は政府に対して消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める。

以上、よろしく御審議をお願いします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第4号 高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

趣旨説明を求めます。

○8番

(大島 歩) 高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

医療機関等での患者の自己負担が上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティネットとしての役割を果たしています。

昨年12月24日の厚労・財務大臣折衝で、高額療養費制度の見直し案が合意されました。制度見直しは、多数回該当の据え置きや現役世代への年間上限額の新設、年収200万円未満の所得区分での多数回該当の引き下げなど長期療養者に配慮する一方、2026年8月に自己負担限度額を一律引き上げた上で、27年8月には所得を細分化し限度額をさらに引き上げます。引き上げ対象となる年1回から3回制度を利用する人は利用者の8割におよび、またすべての所得区分で負担増となります。

高額療養費制度は、がん患者をはじめ重篤な疾患の患者にとってまさに命綱です。自己負担上限額の引き上げは、受診抑制や、治療継続の断念につながりかねません。

今、日本は物価上昇に賃金が追いつかず家計が厳しい状況にあります。その上、重篤な疾患の患者には就労制限を余儀なくされている方も多く、高額な治療費の支払いにより困難な生活を強いられています。本来であれば、物価上昇分を考慮して患者負担を減らすべきです。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

記

高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げを行わないこと

以上、御審議のほどお願いします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定によりお手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

○議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。したがって、本件について別紙のとおり議員派遣することに決定しました。
日程第 20 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長及び議会広報委員長から議会会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。
お諮りします。
本件について委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
○議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。
ここで村長の挨拶をお願いいたします。
○村 長 3 月定例議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。
議会開会——2 月 27 日から本日の閉会まで、26 日間の長い期間にわたり多くの議案審議をしていただきました。
本議会初日に提出をいたしました令和 8 年度一般会計及び特別会計予算等 26 件の議案と本日提出いたしました空き家相談室設置に係る条例議案及び熊対策に絞った令和 8 年度一般会計第 1 号補正予算案の 2 議案を含め、全 28 議案を原案どおり可決いただきました。改めてお礼申し上げます。
3 月定例会会期中に村が実施しておりました事業をかいつまんで、ここで御報告をさせていただきます。
3 月 4 日には、NPO 法人日本で最も美しい村連合準会員であります東京都千代田区観光協会が主催をいたします千代田のさくらまつり初日のオープニングイベントに参加をいたしました。参加 9 町村・地域の一つとして中川村のテントで特産品の販売と村の紹介を行ったものでございます。
皇居の和田倉門前の広場でイベントが開かれたわけですが、平日にもかかわらず、皇居を訪れる外国人観光客がかなりの割合をその中でも占めており、彼ら外国人を含む多くの観光客の方が私たちのブースに立ち寄ってくれたところでもあります。中には、親の方が中川村にゆかりがあるという女性、それから何回も村に訪れているという女性も立ち寄ってくれました。
17 日には東西小学校の卒業式、18 日には中川中学校の卒業式がありました。
小学校は 48 人、それぞれの学び舎を後に中学校に進み、また 48 人の中学校卒業生が高校に進学を予定しております。
昨年はこの時期としては珍しい雪化粧の卒業式となったところではありますが、今年は非常に暖かく、南駒ヶ岳稜線には五人坊主の縁取りが確認できるという春

めく中の式典となったところでもあります。

19 日には、包括連携協定を結んでいます信州大学農学部山田研究室から、針ヶ平の農地で試験栽培中のナラの木苗木の根に寄生する黒トリュフ菌の増殖、この調査分析結果の報告を受けたところでもあります。

2021 年から 5 年越しになるわけですが、黒トリュフの寄生菌は順調に増えているというデータ報告を受けて、人工栽培で収穫に至っています岐阜・山梨県に長野県が続く可能性がある、こんな期待がされる場所でもあります。

19 日には中川村保育所のあり方検討委員会から答申を受けました。

少子化が急激に進み、園児数が減少していく中で、村の保育所の在り方の基本的な考え方、これを基に村の財政状況に合わせた効果的で効率的な保育内容を追求し、今以上に充実した保育となるように保育所を統合する方向で検討を続けることとともに、保育士等職員を確保し、保護者の求めに応えることを最優先に取り組むべしという答申内容であります。

新しい学校建設を中心に据えつつ、答申を後回しにしないよう、令和 8 年度から取組を進めてまいります。

23 日には本村と飯田まちづくり電力株式会社との間でエネルギーの地産地消と持続可能な地域づくりに関する包括連携協定締結式を執り行ったところでもあります。

エネルギーの地産地消の取組がここを出発点にして小水力・太陽光発電電力を売買する事業体も 3 月中には正式に設立の見込みであります。

大草城址公園の江戸彼岸桜が開花しております。春が足速にやってきていることを議員各位も感じられていることと思います。

一方で、まとまった雨がなく、農業用水から飲用水確保に危険信号の出ている地域が全国にはあります。村も水道水の供給、調整にしばらくの間腐心することを覚悟しております。

議員各位もそれぞれに御健勝にて桜の花も楽しみつつ春を迎えられますよう祈念申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

長期間の御審議、大変お疲れさまでした。

ありがとうございました。

○議 長 これで本日の会議を閉じます。

以上で令和 8 年 3 月中川村議会定例会を閉会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

[午後 4 時 0 0 分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____